

# 中央防災会議議事録

内閣府政策統括官（防災担当）

# 中 央 防 災 会 議 議 事 次 第

日 時：平成13年12月18日（火） 10:35 ~ 11:15

場 所：総理大臣官邸大客間

## 1．開 会

## 2．会長挨拶（内閣総理大臣）

## 3．議 題

（1）東海地震に関する防火対策について

（2）有珠山周辺地域の活動火山対策特別措置法に基づく避難施設緊急整備地域の指定について

（3）中央防災会議専門調査会の審議状況について

（4）最近の災害対応等について

（5）その他

## 4．閉 会

防災担当大臣 ただいまから「中央防災会議」を開会いたします。

本日は議題といたしまして、東海地震に関する防災対策、有珠山周辺地域についての活動火山対策特別措置法に基づく地域指定のほか、中央防災会議専門調査会の審議状況などの御報告をさせていただきます。

それでは、まず当会議の会長でございます小泉内閣総理大臣からごあいさつをいただきます。

内閣総理大臣 御承知のように、現在、首都直下型地震、東海地震、東南海地震等の地震の発生が懸念されております。とりわけ東海地震については、当会議に設置した東海地震に関する専門調査会において、想定震源域、及び地震被害の想定される範囲の見直しが必要とされ、本日その報告を受けることになっております。

地震被害の想定される範囲が西に拡大していることを考慮すると、大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域を早急に見直す必要があり、本日、当会議に見直しの諮問を行います。

また、有珠山周辺地域について、火山と共生する安全な地域づくりを推進するため、活動火山対策特別措置法に基づき、避難施設緊急整備地域に指定することについても、本日御議論いただきたいと思います。

「備えあれば憂いなし」とは、まさに防災の要諦であります。国民が安心して、安全に暮らせる日本の実現を目指して、より一層の防災対策の強化に全力を尽くしてまいりますので、委員各位の御尽力をお願いします。よろしくをお願いします。

(報道関係者退室)

防災担当大臣 ありがとうございます。それでは、早速議事に入らせていただきます。本日の議題は、お手元に配布してございます資料をごらんいただきたいと思います。時間の制約がございますので、議題の第1「東海地震に関する防災対策について」から、(4)の「最近の災害対応等について」までを一括して、まず事務局より御説明を申し上げます。

内閣府高橋政策統括官 事務局より御説明を申し上げます。

まず、資料の御確認をお願いしたいと思います。

資料1が「東海地震に関する防災対策」でございます。資料2-1が溝上委員からの「東海地震に関する専門調査会報告の概要」についてでございます。資料2-2が「東海地震に関する専門調査会報告」、資料3が、石川委員からの「静岡県の地震防災対策」の資料でございます。

それでは、資料1に基づきまして、御説明いたします。

まず、今回、東海地震に関する防災対策と、有珠山周辺地域の火山対策につきまして、総理より中央防災会議への2件の諮問がございます。

1ページをお開きいただきたいと思います。

「東海地震に関する防災対策」といたしましては、去る6月の中央防災会議におきまして、新たな想定震源域の形状が、一番下の図にございますようなナスビ型の立体的な曲面ということで提示されました。

これを基礎といたしまして、その後専門調査会で分析いただきまして、2ページに「新たな想定震源域によると、各地域の地震のゆれの強さや津波の高さはどれくらいか」でございまして、上の図が震度の分布でございまして、従来の防災対策の強化地域、赤い太い線で囲っております地域でございまして、これに比べまして、震度6弱以上の地域、黄色のところでございますが、愛知県、あるいは長野県の諏訪など従来に比べまして、西部の方に影響範囲が広がっております。

また、津波の関係につきましても、従来の強化地域の沿岸にとどまらず、紀伊半島、あるいは房総半島等にも影響が出てくるという結果でございます。

3ページですが、この東海地震に関する専門調査会は、純学術的な見地からどういう影響が出るかということをお審議いただきました。本日の中央防災会議で総理より強化地域の指定について諮問をいただきました。この強化地域の指定につきましては、新たに従来の専門調査会に代えて、防災対策の観点から必要な検討を加えるという意味で、新たな専門調査会を設置した上で、今後、来年の春を目途に強化地域の見直しを行いたいと思っております。

以上が東海地震関係でございます。

4ページ「有珠山周辺地域の活動火山対策特別措置法に基づく避難施設緊急整備地域の指定について」でございます。

有珠山につきましては、昨年3月31日に噴火いたしまして、1万5,000名以上の避難がなされました。幸いにも人的被害は全くございませんでした。その後、本年6月20日に火口周辺200m程度の範囲を除きまして、避難指示を解除いたしました。現在は、有珠山噴火非常災害対策本部を廃止をいたしまして、有珠山噴火災害復旧・復興対策会議ということで、防災担当大臣を議長に関係省庁の局長クラスをメンバーとして復旧・復興に向けて政府一丸となって取り組んでおります。

5ページ「避難施設緊急整備地域の指定」でございます。

まず、地元の復旧・復興に向けまして、次に噴火した際に地域における住民の生命の安

全を図る対策を円滑に実施することが、地域の復興に向けての大前提でございます。そういった観点から、有珠山周辺地域を避難施設緊急整備地域に指定しようとするものでございまして、御了解いただきましたら、今後、年末に官報告示、そして、この指定がなされますと、北海道の方から避難施設緊急整備計画を策定しまして、内閣総理大臣に協議がなされることになってございます。

指定しようとする地域の考え方、次の6ページに図面が出てございますが、ごらんいただきたいと思っております。

避難施設緊急整備地域は「火砕流・火砕サージ」「噴石」「融雪型火山泥流」「二次泥流」の4種類の火山現象によります災害の予測区域を重ね合わせた最大範囲であり、災害による危険性のある区域でございます。

下の方に色が出てございますが、赤の線は、今年の最大避難指示区域の範囲でございます。それ以外の4つの線が、それぞれ火砕流、噴石、泥流等の影響区域でございまして、これらの最大範囲を取りますと、7ページの太い点線のような形で避難施設の緊急整備地域を指定しようとするものでございます。

8ページは、その避難施設整備について、今申し上げました地域指定から北海道による整備計画、国への協議の手続でございます。

9ページですが、中央防災会議に現在、東海地震に関する専門調査会のほか、東南海・南海地震、今後の地震対策の在り方、防災基本計画、この4つの専門調査会を設けてございます。

10ページ以下には、それぞれ各専門調査会の審議状況が整理してございます。

東南海、南海地震につきまして、近畿圏、中部圏における地震防災対策、あるいは東海から九州への太平洋沿岸等におきます地震・津波防災対策、こういった基本方針を定めるために、現在検討してございます。

11ページは、東海地震、東南海地震、南海地震、これまで海溝型の地震で100年ないし150年に1度という定期的な形で地震が出ております資料でございます。

12ページは、今後の地震対策の在り方に関する専門調査会でございまして、これにつきましては、阪神・淡路大震災以降の新たな対策の再点検をいたしまして、地震防災対策での地域社会や企業防災の役割強化、あるいは限られた予算の中での効果的な地震防災体制の進め方、こういったことを検討していただいております。

13ページが「防災基本計画専門調査会」でございます。

これにつきましては、風水害対策、原子力災害対策等につきまして、防災基本計画の改

定を行いますとともに、防災につきましての基本問題についての御検討をいただいているところでございます。

以上が専門調査会の審議状況でございます。

14ページ以下が「最近の災害対応等について」ということで、まず第一に三宅島の噴火災害でございます。三宅島につきましては、昨年9月2日に全島避難指示が出まして、9月4日には、全島民が島外に避難してございます。その後、1年数か月経ちますが、現在でも二酸化硫黄等の火山性ガスが1日1～2万トン/日出ておりまして、まだ住民の方の本格帰島の目途は立っておりません。

最近の状況としましては、9月から10月にかけて、それぞれ住民の方が、5回に分けて数時間程度の短時間でございますが、一時帰島を実施いたしました。また、9月29日には小泉総理に三宅島を御視察いただきまして、現在、三宅島と東京都の方で全島民を対象にして長期化する避難生活の中で被災者に対してどういう支援が必要となるだろうかというアンケート調査を実施しておりまして、現在、東京都において精査中でございます。

15ページ「富士山ハザードマップの作成について」でございまして、富士山につきましては、火山地域で観測される低周波地震が昨年の秋から年末、また今年の春に多発いたしました。これは富士山が活火山であり、火山防災対策が必要であることを再認識させたわけでございます。

すぐに噴火という状況ではないという専門家の御判断ではありますが、今後に備えまして、内閣府、総務省、国土交通省、そして地元の神奈川県、山梨県、静岡県、及び関係市町村で富士山ハザードマップ作成協議会を成立いたしまして、具体的な富士山の過去の噴火実績等をにらんで、ハザードマップを作成するための作業を進めてございます。

ハザードマップにつきましては、有珠山につきましても、ハザードマップが活用されて、非常に的確な事前避難が行われて、人的な被害はゼロということで、かつては地元ではこのハザードマップということになりますと、危険だから危ないと思われるということで非常に消極的な姿勢があった時期もございましたが、最近ではこの富士山のハザードマップの例で見られますように、地元の県・市が非常に積極的にこういったハザードマップの作成、及びそれを踏まえた防災対策に取り組もうとしているわけでございます。

次に「新宿区歌舞伎町ビル火災について」でございます。

去る9月1日の防災の日に歌舞伎町で死者44名を出します火災がございました。これにつきましては、消防庁を中心に小規模な雑居ビルに対します一斉立入検査、そして、9割を超える対象物で何らかの違反があったということで、是正指導に当たった留意事項に

ついでに通知を發出してございます。

17ページ、関係省庁、職員、学識経験者等から成ります小規模雑居ビル火災緊急対策検討委員会を開催し、また、関係省庁とも連携しまして、消防庁を中心に、内閣府、警察庁、厚生労働省、経済産業省、国土交通省等で協議会を開催してございます。

最後に18ページ、中央防災会議の会長専決事項の報告でございます。

「降積雪期における防災体勢の強化について」「地域防災計画の修正」「激甚災害の指定」等につきまして、運営要領に基づきまして、会長専決を行いましたので、御報告いたします。

以上でございます。

防災担当大臣 ただいま事務局から御説明申し上げました事項についての質問、意見等は後ほどまとめてお受けさせていただきます。

次に、東海地震に関する専門調査会の座長をお願いしてございます溝上委員から御発言をお願いいたします。

溝上委員 お手元の資料2 - 2が調査会の報告ですが、その概要がお手元の資料2 - 1です。この報告の概要につきまして、順次御説明申し上げます。

まず、表紙を開けまして、第1ページですが「東海地震発生のしくみ」です。図に示してありますように、海のプレートが沈み込んでいくことによりまして、陸のプレートの先端部が引きずり込まれていって、歪みを蓄積していきます。この歪みが限界に達しますと、プレート境界の深い側からはがれを起こして、ゆっくりとプレートの境界が滑り始めて、それが急激に加速・拡大して大規模な断層運動を起こし、それが東海地震となるという仕組みをこの図に示してあります。

2ページは、先ほど事務局より御説明いただきましたが、非常に複雑な曲面を持ったプレート境界、それが想定震源域であるということが、上の図に示されています。従来の長方形の震源域とは相当違いナスビ型の形をしているということが特徴でございます。3ページですが、地震の強い揺れ、すなわち強震動というものが、地震波としてどのようにして発生し伝わっていくかということを示した図でございます。震源域がオレンジ色で、プレート境界に沿って示されていますが、このプレート境界には断層運動により大きくなり、小さくずれたりする場所がございます。もとより大きなずれの起ったところからは大きなエネルギーの地震波が四方八方へ発射されます。それが地下深いところを伝わって、地表面に達するわけですが、地震波の発射された場所から地震波が地表に達する地点までの距離を見てもみますと、近い距離、遠い距離の地点などさまざまです。もとより同じ

大きさのエネルギーをもった地震波が発射されても、近い距離の地点では大きな揺れになりますが、遠くに行くにしたがって、だんだん揺れが小さくなるということが示されております。

それと同時に、地盤条件の違いによって揺れの大きさは大きく左右されます。軟弱地盤では比較的遠距離であっても、大きな揺れが襲ってまいりますし、堅い地盤のところでは、相対的に揺れが小さくなります。まとめて申しますと、震源域となるプレート境界で大きなずれが起きるか、小さなずれが起きるか、これによって地震の揺れの大きさも変わりますし、それから距離によっても変わるし、地盤の条件によっても変わるということが示されております。一番右側の図は、そのずれが海底の岩盤の隆起や沈降を伴って起きると津波が発生するというを示した図でございます。

次は、断層が破壊する開始点 A、B が示されておりますが、例えば破壊開始点 B から東へ向かっての断層の割れがどんどん進んでいきますと急激な断層破壊が西から東へと進むことによって、大きな揺れが東の方に表れてくるという仕組みを概念的に示した図でございます。

次の図は、地盤の違いによって揺れの大きさがどの程度違うかということを示す震度の増加分として一目瞭然に示したものでありまして、沖積平野たとえば濃尾平野とか関東平野の辺りが暖色系の色で覆われており震度が大きくなることを示しています。それから、太平洋沿岸部、河口付近、川筋、内陸盆地、そういったところでも相対的に震度が大きくなる。つまり、揺れが大きくなるという特徴があるということが見て取れます。

それに比べまして、山岳地域の地盤の強いところでは、青い色で塗りつぶされておりますように、揺れが比較的小さい。このコントラストは地盤の違いによって揺れがいかほど大きく左右されるかということをよく示しております。

6 ページでございますが、従来の強化地域の範囲と今回の見直しからえられた「6 強もしくは 7」「6 弱」「5 強以下」の地域を色で分けて示してあります。伊豆半島の西側から、東海地方の西部にかけてかなり広い範囲にわたり、震度 6 強もしくは 7 の大きな揺れの地域が広がっていることが分かりますし、さらに内陸部にもそれが及んでおります。

次は「津波発生のしくみ」でございますが、そもそも津波は海底の地盤が大きく上下にずれることによって発生いたします。その様子が分かりやすく書いてございます。

8 ページは津波がどのように生まれて、それが伝わっていくかという様子をシミュレーションした図でございます。

地震発生直後に対応する図であります。駿河湾の中にもっとりと海面が盛り上がって



いるのが地震発生直後の津波誕生の瞬間でございます。それが7分後、10分後と経つうちに、だんだんと沿岸を順次襲っていく様子が見て取れます。同時に、これはどんどん広がってまいりまして、約30分後には遠方に房総半島が見ており、手前には渥美半島、志摩半島が見えますが、この広い範囲にわたって津波の波頭が襲いかかっているのがわかります。

東海地震の場合には、駿河湾沿岸地域のように地震発生直後2、3分で沿岸部を津波の第1波が襲うという地域もございますので、津波は東海地震による災害の大小を決める大きなファクターになります。

次が津波の全体像を見たものでございますが、津波の高さによって色分けしてあります。5 - 10m、順番に下に行きまして、0 - 1 m。まず駿河湾、それから静岡県の沿岸、浜名湖付近というふうに見ていきますと、かなり津波の高い沿岸部の領域が広がっております。伊豆諸島もその部類に入ります。

それから、広がりを見ますと、房総半島から紀伊半島にかけて、非常に広い範囲にわたって津波が押し寄せてくるということが、これから読み取ることができます。

以上が御報告でございますが、今回の専門調査会では、委員の方々から大変熱心な議論や適切な指摘、御意見をいただきました。それに対しまして、事務局の方で緻密な解析資料をつくっていただきながら進めてまいりましたが、今回の専門調査会の特徴は、地震学の最新の成果が、こういった防災に関わる調査報告に十分反映されたということが大きな特色だと思います。

そういう意味で今後の地震防災に関わる調査の在り方の上で非常に新しいステップを記したものと私たちは考えております。

以上でございます。

防災担当大臣 ありがとうございます。

次に、静岡県知事であります石川委員から、「静岡県の地震防災対策」につきまして、資料をちょうだいしております。御発言をいただければと思います。

石川委員 資料3をごらんいただきたいと思います。東海地震の震源域を抱える静岡県として、今どのような防災対策を進めているか、かいつまんで現状と課題についてお話しを申し上げたいと思います。

5ページをお開きいただきたいと思いますが、去る5月30日に、静岡県防災会議において決定をいたしました「第3次地震被害想定」でございます。先ほどの専門調査会のレポートにもありましたように、震度6弱から7の揺れが全域を覆うということでございます。この専門調査会の報告を事前に先取りさせていただいて、被害想定をやっております。

その結果、平成5年に第2次被害想定を立てたときと比べると、一層被害が深刻になるということが浮き彫りになっております。

2番目の「建物の被害」をごらんいただきますと、最も被害が大きいと想定されるケースで、前回と比べて1.6倍の13万棟が大破被害を受ける。火災は、一番深刻な場合5万8,000棟焼失する。

3番目に、人的被害でありますけれども、死者が5,900人、重傷者1万9,000人、こういうふうに想定されます。

被害総額は本県内だけの被害想定で26兆1,000億円、県内総生産の1.8倍ということが想定されます。

5番に「避難所生活者」でありますけれども、襲われた1日目で119万人、本県が約380万人の人口でありますので、約3人に1人近い避難者が出る。1か月後を想定しても、56万人、18万世帯が避難所暮らしをするということが想定されます。

そういうことを前提に仮設トイレが7,800基とか、解体がれき、残骸物、要処理のものが3,600万トン、これは阪神・淡路大震災の約1.5倍の量になります。

そういう被害想定を前提に、これまで私どもが立ててまいりました地震対策を見直しをいたしまして、現在、アクション・プログラム2001というものを実行中でございます。

この内容は、2ページ以下に書いてございますが、2ページの一番初めにありますように、減災、ミティゲーションというものを基本理念にいたしまして、3つの理念と9つのカテゴリーに分けて対策を総合的に推進中でございます。

具体的な中身は3ページ以降に書いてございますが、特に重点を要しますものを7ページに書いてございますが、「プロジェクト『TOUKAI-0』の推進」というプログラムを現在推進中でございます。これは阪神・淡路大震災の約6,400人の死者、この84%が建物の倒壊によるものであるという教訓にかんがみまして、建物の倒壊を極限まで少なくしよう、その際に阪神・淡路大震災からの教訓によりますと、昭和56年5月以前、旧建築基準法の基準によって建てられた建物が、阪神・淡路大震災の場合も倒れた建物のほとんどがそれであるということで、これに対して耐震補強する必要がある。現在、本県内では60万棟想定されますが、これに対して、右側にありますように、耐震診断を実施し、その結果、手当ての必要なものについて耐震補強するということで進もうと思っておりますが、課題としては、耐震診断に必要なマンパワーの不足、費用の高さ、耐震措置のための施策の不足、重要性の認識の不足などがございまして、そこでプロジェクト「TOUKAI-0」を推進しているわけでございます。本年度から60万棟すべてに、まず簡易耐震診断を

実施しつつあります。これは各建物の所有者、居住者にやっていただくわけであります。

その結果、下のフロー図にありますように、まず簡易診断をやって、グレーもしくはNOという結論が出ますと、専門家がこれを精密診断をいたします。NOと出ました建物について補強、あるいは防災器具、例えば防災耐震ベッドで、建物が倒れてきてもその下敷きにならないような防護ベッドで簡易に対応してもらおうとか、あるいは改築するとか、住み替えをするとか、そういうことを今後展開していこうと考えている訳でございます。今回、これを実施するに当たりまして、8ページですが、現在市町村を中心にやっていただいておりますが、まず診断をきちんとする必要があるということで、静岡県耐震診断補強相談士を、建築士会にも協力を求め、建築士や7年以上のこの種の業務の実務経験のある人を対象に、3,700人育成登録しようということで、これを始めております。

(2)の②にありますように、県内各地で精密診断の実施に取り掛かっております。12月8日から始まっておりますが、本格的には来年度ということになります。精密診断に当たっては、国土交通省に本年度から補助金制度を創設していただきましたので、それを導入いたしまして、国2分の1、県8分の3、市町村8分の1ということで、全額公的負担で診断を実施するというところで考えております。

今後、来年度に向けまして、県・市町村で耐震補強、耐震改築について補助、並びに住宅ローンの利子補給、これを創設をしたいと考えております。これについては、国土交通省が来年度予算で住宅密集市街地の耐震補強について、補助制度の創設を計画をされておりますが、これの要件緩和等もお願いしているところでございますが、そういう支援をいただきながら、建物の倒壊を極限まで減らす。それを今、最重点に取り組んでいるところでございます。

その他の救援、救助、復興については、これまでのいろんな大規模地震の経験に鑑みまして、いろいろ経験を生かして、いろんな方策を組み立てておりますので、当面はとにかくこの住宅倒壊対策に最重点を置いてやっていきたいと思っているところでございます。

以上でございます。

防災担当大臣 ありがとうございます。

それでは、ただいまの両委員の御発言、あるいは先ほどの事務局の御説明に関連いたしまして、御質問、御意見等ございましたらどうぞ。

外務大臣 なる御説明いただきましたのを受けて、私は2つを申し上げたいと思います。まず第1に1回目の中央防災会議のときも申し上げたかと思いますが、予知については、7、8年前に比べたら随分技術的にも進歩して、皆さんもよくなさっていると思います。

しかし、東海地震につきましては、いつ大地震が発生してもおかしくない。それから、南海地震につきましても、今世紀前半での発生の懸念される。要するに、スパンが大きいわけですから、細かいところは技術的にはなかなか難しいのかと存じます。トラフの動き方等も分析なさっていると思いますけれども、時期的なものを特定するというのはかなり難しいんだろうというふうに思っております。

それに関連いたしまして、前回は申し上げましたが、防災等については、初動体制がすべてを決するわけです。結論を簡単に言えば、抜き打ちと言いますか、予行演習というか、そういうものがすぐにはできるようにしておけば、そのことによって、その後の人的、物的な被害への対応、対策というものは取れるわけであります。例えば電話一本にしてもそうですけれども、かけたら相手が誰かわからなかったとか、そういうことが阪神・淡路のときも起こりました。

この間テロのときもそうでしたけれども、9月12日にたしか安全保障会議を開いていただいて、緊急テロ対策本部というものも立ち上げて速やかに対応なさったと思っておりますけれども、こういう地震等につきましては、多くの国民の方たちが影響を受け、かなり大きな形で情報が乱れ飛んだりするわけですから、やはり初動について議論、ペーパーは大事ですけれども、具体的なマニュアルで演習をするということを是非やっていただけたらありがたいと思います。

以上です。

防災担当大臣 ありがとうございます。

石川委員 ごもったもな御意見だと思います。静岡県は来年の1月17日、大規模な図上演習を実施をいたします。市町村も参加をしますし、ライフライン機関も参加する。この件については、国の各機関もお願いをして、自衛隊を含めて参加をしていただくということになっております。そのようなことを積み重ねて、実際のときに備えることが大事だと私も思います。

防衛庁長官 防衛庁、自衛隊としましては、各種訓練等に参加させていただいておりますが、東海地震の対策の充実強化につきましては、対象計画の見直しを現在行っているところでありまして、先ほど総理の方からも御諮問があったところでございますが、来年の春を目途に、同地域の見直し等が行われることを踏まえて、これを各種計画に反映させて、より実効性のある計画の整備に務める所存でございます。

今後とも内閣官房、内閣府を始めとする関係機関、自治体と一層緊密な連携を推進してまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

国土交通大臣 今、石川知事さんからのお話がありましたように、少なくとも私たちは阪神・淡路大震災の数字も今おっしゃいましたけれども、大方の地震の結果によっては、大規模な耐震改修というものをしなければいけない。その工事について、住宅ローンの中から、少なくとも減税制度の対象となっておりますし、また、小規模の改修工事についても対象となる見込みでございますけれども、今、知事さんがおっしゃいましたように、国土交通省は平成14年度予算要求について、今回は住宅密集地におきます住宅の耐震改修に対する補助制度の創設、これを出しておりますので、これは是非、今日は塩川財務大臣がお見えではありませんけれども、これはこのとおり中央防災会議で強調していただいて、私たちは頑張っていきたいと思っておりますということが1点。

それから、今、お話がございましたけれども、住宅密集地だけではなくて、この間の新宿のビル火災に見られますように、いわゆる建築基準法違反等々で新宿のビル火災が起こったわけですが、建築基準には違反していないけれども、中を借りる人たちが用途使用不能というか、違反ですね、そういうことをやっているものですから、少なくとも私はこの間全国の都道府県にお願いして調査をいたしました。全国で1万1,600棟の査察を行ったんですけれども、その4割弱の建物で、建築基準法に係ります防火、避難安全上の違反があったわけです。

ですから、少なくとも4割以上ということですので、この是正の問題について、各地方公共団体と強力にこれを是正していくということが第1点。

また、関係機関との連携もしておりますけれども、11月12日には、全都道府県の建築基準法所管部局に対して、風俗営業行政を担当する警察庁との連携について、通知を出しました。それが今行った建築基準法に違反していないけれども風俗営業がぐるぐる人が変わるということで、これを警察と一緒に通知を出しましたので、これを実行していきたいと思っています。

それから、9月12日に設置しました小規模雑居ビルの建築防火安全対策検討委員会というのができております。これはこの間の新宿のビル火災において、これをつくったわけですが、この審議の結果、違反是正の実効性の確保のための措置を強化するという、これが提言されました。

ですから、今申しましたように、雑居ビルというものの在り方と、そして、小規模の雑居ビルの建築防火対策、安全対策に万全を期すということを各地方公共団体と関係省庁と一体となって、これからやっていきたいと。そのことだけは是非各閣僚の御協力も賜りたいと思います。

以上2点です。

防災担当大臣 ありがとうございます。ほかによろしゅうございますか。

それでは、ただいまいろいろ御意見をちょうだいいたしました。これにつきましては、今後の防災行政に十分生かさせていただきたいと存じます。

それでは、冒頭に総理から御発言もございましたとおり、大規模地震対策特別措置法に基づく総理の諮問を受けまして、東海地震に関する地震防災対策強化地域の見直しを行ってまいりたいと存じます。

それから、これまで東海地震に関する専門調査会におきましては、科学的な見地から検討を行ってまいりましたが、防災対策の観点から、強化地域の見直しを行うための専門調査会を設け、検討をお願いをしたいと存じます。

また、活動火山対策特別措置法に基づく有珠山周辺地域の避難施設緊急整備地域の指定についても、これは特段御発言はございませんでしたが、御了承をいただきたいと存じます。すまますが、よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

防災担当大臣 ありがとうございます。

それでは、最後に会長でございます小泉総理から御発言をいただきたいと存じます。

内閣総理大臣 「備えあれば憂いなし」ですので、よろしくやってもらいたいと思います。

防災担当大臣 ありがとうございます。

それでは、ただいまの「備えあれば憂いなし」という御発言に基づきまして、関係機関一体となって、防災対策に一層充実を期してもらいたいと存じます。

お忙しいところ、大変長時間ありがとうございました。